

令和4年度山梨県における障害者就労施設等からの  
物品等の調達推進を図るための方針

令和4年3月28日 策定

山梨県が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達について、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条第1項の規定に基づき、「令和4年度山梨県における障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針」を策定し、本県における障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の優先調達について一層の推進を図る。

1 適用範囲

本方針の適用範囲は、県の全ての機関における物品等の調達とする。

2 対象となる施設等

本方針の調達の対象となる施設等は、その所在地又は住所が山梨県内にある障害者優先調達法第2条第4項に規定する施設等（別紙）とする。

3 調達する物品等

本方針の調達の対象となる物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

事務用品、食料品、記念品、その他施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、その他施設等が提供することが可能な役務

4 目標

令和4年度の施設等からの物品等の調達目標額は、19,200千円とする。

5 基本的な考え方

県の全ての機関は、次の点に留意して、優先調達を推進する。

- (1) 前年度の調達実績を上回るよう計画的な発注に努める。
- (2) 新たに物品等の調達を行う場合には、施設等からの調達の可能性について検討する。
- (3) 施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。
- (4) 施設等が小規模等の理由により単独での受注が困難な場合には、複数の施設等による受注を取りまとめる共同受注窓口の活用を努める。なお、共同受注窓口から購入した物

品等の購入額も、調達実績に含めるものとする。

- (5) 施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

## 6 調達の推進方法

### (1) 情報提供

福祉保健部障害福祉課は、県の全ての機関が優先調達を円滑に推進できるよう、施設等から調達可能な物品等の情報を提供するとともに、「障害者のできる仕事～つながるナビ～」(以下、「情報サイト」という。)の活用を推進する。

※ 「障害者のできる仕事～つながるナビ～」

就労継続支援事業所の提供できる物品等や各事業所の物品販売イベント情報、企業・市町村等が依頼したい仕事を掲載できるウェブサイト

### (2) 調達実績の取りまとめ及び公表

調達実績は、会計年度が終了次第、福祉保健部障害福祉課が県の全ての機関に照会の上、概要を取りまとめ、速やかに公表する。

## 7 その他

### (1) 市町村等との連携

福祉保健部障害福祉課は、市町村等との連携を深め、優先調達に関する助言等を行うとともに、情報サイトを通じて必要な情報を提供し、施設等からの調達が全県的に推進されるよう取り組む。

### (2) 民間企業への取り組み拡大

福祉保健部障害福祉課は、民間企業においても施設等からの物品等の調達が促進されるよう、情報サイトを通じて必要な情報の提供や、マッチングの促進など、施設等からの調達が全県的に推進されるよう取り組む。

優先調達の対象となる施設等

1 障害者総合支援法に基づく施設等

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援事業所（A型・B型）
- ③生活介護事業所
- ④障害者支援施設（就労移行、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

2 障害者を多数雇用している企業

- ①障害者雇用促進法の特例子会社
- ②重度障害者多数雇用事業所

※重度障害者多数雇用事業所の要件

- ・ 障害者の雇用者数が5人以上
- ・ 障害者の割合が従業員の20%以上
- ・ 雇用障害者の割合に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

3 在宅就業障害者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ②在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）